

# 埼玉県困難な問題を抱える女性支援基本計画策定に係る民間団体ヒアリング結果

## 1 調査の目的

計画策定に当たっては、支援対象者が抱える様々な困難の現状や支援に向けた課題を踏まえ、施策の方向性を取りまとめていく必要がある。困難女性支援法の基本理念により、困難な問題を抱える女性への支援に当たっては、支援対象者に寄り添いつながり続ける支援が求められる。

そこで、様々な女性の支援に取り組んでいる県内の民間団体に対し、ヒアリング調査を実施した。

## 2 調査の概要

### (1) 調査対象

県が業務を委託している県内の女性支援団体(7団体)。各団体の概要は以下のとおり。

団体	県委託の内容	主な支援の内容
A	民間シェルター運営	相談、同行支援、自立支援、心のケア、男女共同参画事業など
B	民間シェルター運営	3市4町の女性相談、同行支援、自立支援
C	民間シェルター運営	相談、自立支援、啓発活動、市町村会議への参画など
D	民間シェルター運営	相談、自立支援、居住支援、講座開催、フードパントリー、子ども食堂・学習支援など
E	DV被害母子心理教育プログラム実施	プログラム実施、同行支援団体への助言など
F	予期せぬ妊娠相談支援	相談、同行支援、講演・研修開催、若年妊婦のための居場所提供など
G	性犯罪を含む犯罪被害者支援	相談、カウンセリング、医療機関などへの同行支援、講演会開催、駅頭でのキャンペーン活動など

※DV被害者を支援している団体が含まれているため、団体名称は非公開

### (2) 調査時期

令和5年7月

### (3) 調査方法

面談によるヒアリング調査

## 3 主な調査内容

### (1) 困難女性支援法上の支援対象者の把握状況について

### (2) 令和4年度支援実績

### (3) 支援事例について

ア 困難を抱える女性の状況

イ 暴力・虐待を受けている女性の特徴や気付くべき点

### (4) 支援における現状と課題

(5) 計画策定に当たっての御意見

## 4 調査結果

### (1) 困難女性支援法上の支援対象者の把握状況について

困難女性支援法に基づく基本方針では困難な問題を抱える女性への支援の現状について、「当該女性が支援を受けようと考えていない」、「支援対象者が十分に発見されていない」などの状況が指摘されている。

そこで、民間団体の支援対象者の把握状況を尋ねた。結果は下表のとおりである。支援対象者からの相談や公的機関からの要請等に加え、アウトリーチ手法が活用されている。

把握手段	内容
支援対象者からの相談	電話相談(7)、メール相談(5)
公的機関・他団体から	公的機関からの要請(7)、他の団体からの紹介(1)
アウトリーチ	出張相談(5)、声掛け・夜間見回り(1)生理ナプキンを通じた相談カードの配布(1)、支援講座参加者(1)、SNS相談(1)

※複数回答あり

### (2) 令和4年度支援実績

民間団体の活動内容に違いはあるが、支援対象者のほとんどが女性であり、主な年代は、30代～40代を中心に、10代～20代、50代の支援となっている。「予期せぬ妊娠」を支援する団体では、特に10代～20代が過半数を占めている。

また、全体的にDV被害を受けている方の割合が高い状況にある。

団体	主な年代	女性の割合	DV被害者の割合
A団体	40代	10割程度	8割程度
B団体	20～50代	10割程度	相談4割、他9割
C団体	30～40代	10割程度	10割程度 (子・親からのDV含む)
D団体	30～40代	9割程度	10割程度
E団体	30～50代	9割程度	8～9割程度
F団体	10代(3.6割) 20代(3割)、	8割	不明
G団体	20～30代	8割程度	2割程度

### (3) 支援事例について

#### ア 困難を抱える女性の状況

若年女性については、自ら支援を求めようとはせず、公的支援につながりにくい傾向がある中、民間団体において、信頼関係を構築しながら支援に尽力している様子がヒアリングを通じ伺えた。若年女性が抱える困難な問題としては、基本的な生活習慣が身に付いていないこと、経済的困窮の中、予期せぬ妊娠に対処せざるを得ない状況があること、家庭環境や

生育歴から安心した居場所を持っていないなどがある。

DV被害者については、被害者本人のみならず、同伴児童への大きな影響も見受けられる。また、DVや暴力等が原因で何らかの精神的な疾病を有している事例が見受けられるなど、自立に向け、長期的な心のケアが必要となっている状況がある。自立に向けて、継続的な支援が求められており、民間団体がきめ細かにフォローアップをしている状況が伺えた。

## 【主な概要】

### (ア) 若年女性の状況

#### a 基本的な生活習慣が身に付いていない

- ・ アイドルのファン活動に夢中でお菓子ばかりで食事をとらない。
- ・ 親が調理せず食事に無関心のため日常生活で問題とっていない。
- ・ 若年女性は喫煙場所などルールを守れないことが多い。支援を受け慣れて当たり前のように感じている様子がある。コミュニケーションを図り、信頼関係を築いてからルールを守ることを伝えている。
- ・ 人や買い物への依存が高く、生活破綻を繰り返してしまう。

#### b 安心できる居場所が確保できていない

- ・ 幼い頃から家庭内に虐待(性虐待含む)などの暴力があり、家庭が安全な居場所ではなかったため家を出ていることが多く、住民票がある自治体で生活していないことが多い。現在の居場所も安定していない(ネットカフェや男性宅など)ことも多い。住民票がないと行政の支援を受けることが困難になりがちであるため、事前に対象者と面談をし、詳しい背景を聞き取り、適切に行政支援を受けることができるように行政への同行支援を行っている。また、居場所の確保と生活の安定のために生活保護の窓口へつないでいる。

#### c 経済的に困窮している中、予期せぬ妊娠

- ・ 就労も不安定なため経済的な困窮を抱えており、健康保険に未加入であることが多く、妊娠が分かっても受診費用を支払うことができないため受診できない。(支援として、「特定妊婦等に対する産科受診等支援加算」制度を利用し、埼玉県から初回受診費用のうち1万円の公的支援を受け、当団体が対象者と面談及び受診同行を実施。ただし、妊娠葛藤を抱える対象者は、相談につながった時点で妊娠後期である場合も多い。その場合、初回受診費用は2～6万円以上となり、公的支援を超える費用は、当団体が資金援助を実施せざるを得ない場合も多い。)
- ・ 生活保護受給者や低所得者の場合は、入院助産制度を利用して出産費用を公費負担することができるので、その手続きの支援依頼などをすることもある。継続的な支援を通じ、行政などと連携して地域で自立生活につながるようにしている。

### (イ) DVや暴力等により、何らかの障害や疾病を抱えている

- ・ 精神障害・疾病があり、不安感からなかなか抜け出せない。
- ・ 暴力、虐待によるPTSDの発症で継続的な心療内科受診のため、長期間の同行支援

が必要である。

- ・ 精神的な不調を抱えている方が、外出できなくなったり、人と会えなくなってしまうたりする。仕事にも行けなくなり、生活困窮に陥る。被害者が誰にSOSを出せばよいのか分からず、短期バイトや風俗でお金を稼ぐしか方法がなくなり、再び被害に遭うこともある。これが犯罪なのか、セクハラも犯罪なのか、相談してよいのか分からないと考えている人もおり、対策が難しい。
- ・ DV被害から逃れても、向精神薬を服用し続けなければならない事例がある。その場合、精神的ケアを含めた避難後の支援を行う必要がある。

#### **(ウ) DV被害に起因する複合的な問題**

- ・ DV被害からの避難後に子供が登校拒否になった事例がある。
- ・ 客観的には危険と思われても、被害者本人は避難しようと思わないことがある。長期的に対応し、同伴児童や経済面、様々な場面で、その時々に応じて支援している。
- ・ DVから避難した後、子から精神的・経済的暴力を受けているケースがある。身体的暴力がないと警察が介入できない。例えば、成人した子でひきこもりでない程度に外出して、アルバイトをしていれば子への支援や相談窓口がないという問題がある
- ・ 子供からの暴力の例としては、出勤する前に洗面所を使わせない、親のお金を盗むというものがある。母親は負い目を感じているので子供を追い出すこともできない。このような方が具体的な相談や支援を受ける先がないと感じている。民間団体としてこのような方への助言は、無意識的に自己(本人)と他者(成人した子)の境界線が壊されているかを伝え、家族関係を改めて見直しすることを促しながら長期的な支援を行っている。
- ・ 家を出ても婦人相談所に入所できず、行き場がないため、無料低額宿泊所に入ったが、DV被害者としての支援が滞り、危険回避等への自覚が不十分な事例がある。
- ・ 転宅後、福祉やDV担当に自分の不安や問題を率直に話す自信がない。

#### **(エ) 支援対象者が外国籍**

- ・ 日常会話に不自由がない場合、必要な支援が見逃され、入管や転宅等の各種手続きが困難となる。社会生活で苦勞することが多い。

#### **(オ) 継続している支援**

- ・ 同じ方の相談を継続して受けていると、支援対象者自身の精神的な面や日常生活上の問題が判明することもある。
- ・ 解決には長く時間がかかることが前提で、支援対象者本人が納得でき決定するまで丁寧に話を聞いている。1回の電話で解決することはあまりない。

#### **(カ) 自立支援の好事例**

- ・ ステップハウス入所中、資格取得のための通学している場合、生活保護を受給できるよう当団体からケースワーカーに交渉し、保育士や准看護師資格を取得し退所した事例がある。

## イ 暴力・虐待を受けている女性の特徴や気付くべき点

困難女性支援法に基づく基本方針では、支援対象者の多くが精神や身体等を傷つけられていることが指摘されており、「暴力・虐待」を受けた女性の特徴や気付くべき点について、ヒアリングを行った。

女性が抱える困難な問題の背景に、暴力や虐待が大きな要因となっていることが伺える。暴力や虐待により精神的なダメージを受けていたり、暴力や虐待の背景には複雑な家庭環境が絡み合っている事例も見受けられる。暴力・虐待を受けていることに自責感が強く、助けを求めることにもハードルがあることや、経済的な自立も困難な状況にある。性暴力による予期せぬ妊娠に対する相談対応の困難さも伺える。

### 【主な概要】

#### (7) 何らかの障害や疾病を抱えている

- ・ 大人の発達障害と疑われる事例やHSP(人一倍繊細な気質を持って生まれた人)が増えているように感じる。
- ・ 精神疾患や発達に問題がある方は課題が解決されず、さらに問題が起こっていく。

#### (イ) 複雑な家庭環境による困難

- ・ 複雑な家庭に育ち、自分の意見が言えない。周りのサポートを受けられない。
- ・ 成長過程で、面前DV、虐待、機能不全家族、性被害、発達障害による疎外感、いじめ等を経験している。成人後も人間関係、依存症等での問題が起きやすく、生活の不安定さ、困難さが続いていく。
- ・ 若年女性はネットで男性と知り合うことが多い。子供時代からのネグレクトなど、これまでの家庭環境が良い状況でなく、モデルとなるような家庭を見て来なかった方が多い。
- ・ 家庭に恵まれず楽しく遊んだことがない。子供時代に良い経験がない。

#### (ウ) 孤独感・助けを求められない

- ・ 本人にDV被害を受けた自覚がなく、過去にも相談につながっていない。精神的DVがエスカレートし、身体的DVに発展し警察事案になってから、DV被害に気付き、民間団体に支援を求めている。
- ・ 育った環境が複雑で周りのサポートを受けられない中にいる。複雑な家庭に育って、自分の意見を言うことができないなど自己表現が苦手である。
- ・ 人への信頼感が持てず、孤立感がある。
- ・ 相談などで本人が話しても論理性に欠け、どうしたいのか話をうまく伝えることができない。
- ・ 人格を否定され続けているため、助けてもらうことに罪悪感を持っていたり、人とのつながりを持つことを怖がっている方がいる。信じることにハードルの高さを感じている方が多いように感じる。また、他人にしっかりしていると思わせようと、他人に弱みを見せないようにしようとしている人ほど、実は悩みを抱えているように感じる。そのような方は、相談へつなげるために居場所の提供や心のケア相談の中から本心からの悩みを

言える機会を持つなどのワンクッションが必要である。

#### (エ) 経済的自立が困難

- ・ 経済的な自立が難しく、自分に自信が持てなかったり、自責感が強い。
- ・ 家庭では経済的に問題はないが、個人には生活困窮している。対面だとそのことについて話してもらわないと外見だけで分かりにくく電話ではお金に困っていることを訴えることが多い。
- ・ パートナーが支配的・暴力的であっても、別れてしまったら誰にも頼れず孤立してしまうため、離れることができない。どうしていいか分からない。

#### (オ) 理不尽な暴力のきっかけ

- ・ 子供に障害があると夫婦関係がうまくいかないことがある。そのことが夫のストレスとなり暴力につながる例が見受けられる。

#### (カ) 予期せぬ妊娠の相談のきっかけ（性暴力関係）

- ・ 「避妊して欲しい」と言ったのに相手が避妊してくれず、妊娠してしまった。
- ・ 相手に「妊娠した」と伝えたら連絡が取れなくなった。
- ・ 「嫌だ」と言ったのに無理やり性行為をされて、生理が遅れている。妊娠したのではないかと心配だ。
- ・ パートナーが支配的・暴力的であっても、別れてしまったら誰にも頼れず孤立してしまうため、離れることができない。どうしていいか分からない。
- ・ 性暴力被害に遭っても自分が悪い、自分も悪かったと思ってしまう。
- ・ 誰にも相談することができない。
- ・ 死ぬしかないと思ったけれど、どうせ死ぬなら相談してからにしようと思った。

#### (キ) 暴力・虐待に関する相談支援の状況

- ・ 被害を受けたことで精神的不調が高まり、電話やメールで相談は来るが、直接支援まで時間を要する。場合によっては話だけで終わる場合もある。
- ・ 匿名で相談を希望することが多いが、直接支援は匿名で受けられない。
- ・ 被害者の意思を尊重しニーズを把握し、押し付けないように気を付けている。
- ・ 心身に大きな傷を抱えながらも前向きに解決しようとする意思を持っているが、我慢強い方が耐え切れなくなり相談しにくる。

### (4) 支援における現状と課題

支援における現状と課題について、ヒアリングを行った。民間団体によって、困難な問題を抱える女性としての支援対象者は様々となっていることから、以下のとおり、必要となる支援の流れごとに分類し、聞き取り結果を整理した。

#### ア 困難を抱える女性への支援の在り方・全般

##### (ア) 本人の意向を踏まえた中長期的な支援の必要性

- ・ 課題解決には中長期的な支援が必要である。中長期支援には民間団体との協働が重要である。各支援ステージに応じ、多くの機関や団体が切れ目なく折り重なるように支援することが必要である。
- ・ 支援者と支援対象者が対等な立場であることが信頼を構築することである。そのような関係性の下でケースワークできると良い。
- ・ 支援が受けられる時期や方法が限定されており、当事者の意向に沿っていないケースも見られる(入所施設や資格取得時期など)。その人の意向、将来設計をしっかりと把握した上で個別支援計画を立てられると良い。
- ・ 婦人保護対象者の該当者が全て困難女性ではない。風俗で働く人などその時点でその人が選択したものである。色眼鏡で見るのではなく、多様な生き方や考え方を尊重した視点を基本とすべきである。
- ・ 現状では、既存の支援制度に対象者が合わせることを求められることが多く、対象者の希望は二の次になる場合も少なくない。支援は、今ここにある問題を解決すれば良い、という視点ではなく、今ここにあるのは「問題」ではなく対象者の「人生」であるという視点が必要。既存の制度の糊代を広げ、対象者の希望に添えるよう制度をカスタマイズできるようにすることが必要だと考える。
- ・ DV等の被害女性の支援は包括的、専門的な支援が必要で短期の施設で保護しても、信頼関係ができない。被害者と信頼関係を築きながら中長期的な支援が必要である。

#### (イ) 予期せぬ妊娠への対応

- ・ 未成年が妊娠した場合(未成年者についてだけではないが)、児童福祉法や母子保健法、困難女性新法など複数の法律と、それを根拠とした行政窓口が関わり支援制度を活用し支援が組み立てられる。そのため、それぞれの部署の連携がうまくいかないと、例えば、手当等の給付時期の遅れなど、対象者に不利益が生じることがある。
- ・ 安定した居所のない妊婦は、市町村をまたいで居場所を転々とすることが多い。特定妊婦の支援は「広域」での支援が必須である。
- ・ 妊娠は自己責任、という眼差しを変えて、妊娠葛藤は、誰もが抱えうる課題であることを、行政及び医療機関、また、教育機関、司法及び警察関係は、共通認識として持っていることが重要である。

#### イ 早期の把握(アウトリーチ)、居場所の提供

- ・ アウトリーチしても支援や受け皿が確立していない
- ・ 居場所の確保が難しい。
- ・ 安全に時間が過ごせ、支援者につながる居場所が必要。民間団体による居場所でも行政による周知が必要である。

#### ウ 相談支援の充実

- ・ 時間外で対応する行政機関がない。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターごとにその役割や支援内容の差が大きい。

- ・ 具体的な支援制度を調べて相談に行く若者も多いが、公的機関の相談では、具体的な支援が見えてこない。
- ・ 文字情報による相談対応(チャットやインターネット相談)は、生活背景が様々であるため相談者と相談員が相互に理解することは困難なのではないかと思う。相談を受けるには、ある程度の関係性を築き、少なくとも電話、望ましくは対面で話をするのが適切ではないかと考えられる。
- ・ 相談先が分かりにくい。DV相談窓口の認知度が低い。相談しても「避難の意思がないなら相談を受けられない」との事例があり、地域や相談員の資質が大きい。女性相談支援員の雇用期間が限られ、質の確保が困難なのではないか。全国女性シェルターネットの研修を活用してはどうか。

## エ 一時保護の充実

- ・ 婦人相談センター一時保護所退所後、弁護士経由等で心のケアや手続支援など避難先での相談窓口の情報がなく孤立して命の危険を訴え生活できないと当団体に相談され、ステップハウスに移転し対応した事例がある。ここ10年、一時保護所退所後は遠隔地(東北などの他県)に移る事例が出てきたように感じる。
- ・ 婦人相談センター一時保護所の利用のハードルが高い。
- ・ 一時保護所入所中や一時保護委託中は、居住地の市町村のDV担当者の支援が見えてこない。支援をお任せにするシステムになっていないか。
- ・ 民間シェルター運営団体は入所中の方への対応が多いため、退所した方への時間がとれない。アフターケアや過去の辛い体験を吐き出せるような居場所の提供があるとよいと思う。
- ・ 婦人相談センターへの入所を希望せずに、当団体に問い合わせる例が多くみられる。個人の要望が強くなり、携帯電話の使用や外出制限などの団体のルールを望まない人が多くなっているのではないか。また、同伴の乳幼児は入浴時間に制限があると支障があると言っている例がある。婦人相談センター以外でそのような方を受け入れる施設や、支援の仕組みがあるとよい。
- ・ 一時保護所で個室化、スマホの利用ができるとよい。将来的には、地域に開かれ希望すれば保護や安心な居場所の提供がある自由度の高い施設があるとよい。
- ・ 一時保護所退所後に県外に移転するルールがあるのではないか。本人の意向を踏まえた移転先を提示すべき。秘匿が必要な方と地域に根ざした生活が必要な方の両方の支援が必要である。
- ・ 携帯電話が使用できないことで、(一時保護所へ)入所を希望しないケースが多い。時代の変化により、入所中の携帯使用について柔軟な対応をしつつ、退所前に携帯の危険性などを丁寧に説明すべき。
- ・ (一時保護所)施設入所についても対象となる若年者のニーズに沿うものにしなければ(携帯電話の使用など)、行政でキャッチしてもつながり続けることは難しい。
- ・ 県営住宅への入居は時間がかかり条件に制約があり(状況を把握しておく必要あり)、すぐに入れる施設の拡充が必要である。



## オ 被害回復支援

- ・ 妊娠葛藤を抱える対象者は、程度の違いはあるが、トラウマを抱えていることが多い。そのため、行政窓口担当者や医療機関の医師や看護師、助産師は、トラウマインフォームドケアを学び、対象者の理解を深めて欲しい。

## カ 同伴児童等への支援

- ・ 同伴児童への支援の不足(婦人保護施設には保育士がいないなど)に対応すべき。

## キ 自立支援及びアフターケア(地域での生活再建)

### (ア) 一時保護退所後のケアの必要性

- ・ 一時保護所入所中は食事も提供され安心した生活ができるが、退所後のケアがなく、必要と感じている。
- ・ 身近なところで継続して相談ができ、アフターケアが続けられる体制がまだ十分ではない。
- ・ 施設を出た後のアフターケアが大事。児童が母親になることも多いため、母親支援を手厚くできるように、対象者に合った支援を組み立てることは必須である。
- ・ 急性期の施策は増えてきているが、アフターケアの施策が非常に少ない印象がある。地域に戻った後の生活再建の支援がまだまだ足りない。
- ・ 日常生活に必要な習慣を身に付ける機会が無かった若年女性を対象とした社会経験や日常生活を訓練する施設がない。
- ・ 成人のため、本人が希望する自立援助ホームが見当たらない。

### (イ) 自立支援の必要性

- ・ 女性が自力で避難する場合、安全、子供の関係、仕事、資金、保証人探し等困難さが伴う。
- ・ 支援施設は、集団生活が基本、個別の家庭生活が尊重されにくい。また、若い方だと自立訓練ができる場所が必要。
- ・ 暴力の影響が長期に及ぶため、就労までに何年もかかる。
- ・ 外国籍、母子家庭の場合は頼れる親戚がいないため、転宅がスムーズに進まない。

### (ウ) 支援の担い手の確保

- ・ 地域で生活再建中の人を受け止めてくれる相談者が少ない。
- ・ 長期支援の担い手が不足している。

### (エ) 地域の見守りの必要性

- ・ 避難中も含め、生活再建時も、親は生活のことで精いっぱいである。子供へのDVでの様々な影響について理解し、見守る体制がない。

### (オ) 支援メニューの必要性

- ・ 生活困窮者がお金を借りやすい環境づくりがあればよい。経済的自立にはお金がない

と始まらない。

- ・ 支援対象者がすぐに困ることは住まいであり、更なる居住支援が必要である。

#### (カ) ワンストップ支援の必要性

- ・ 自力避難や一時保護所退所者に対し、避難先でどのような相談支援があるか情報提供できていない。新たな女性支援法では民間団体の協働が定められていることから民間団体の相談窓口など情報提供してはどうか。女性相談支援センターで退所後の支援ニーズを担うワンストップ支援を行うべきである。

#### (キ) 偏見の解消の必要性

- ・ 就労が安定しない者や性風俗産業従事者に対するスティグマ(社会的に立場の弱い人々に対する差別や偏見など)をなくすために、社会の彼らに対する眼差しを変えていく必要がある。

### (5) 計画策定に当たっての御意見

- ・ 被害当事者の立場に立つ支援とは具体的にどのようなことか、組織も含め、今までの支援の問題点を洗い出し、各市町村でも実施できる実効性の高い基本計画を策定していただきたい。
- ・ 女性の福祉や男女平等の実現が明示された新たな法の施行に向けて、段階的かつ重層的な支援となるよう、現状を充分把握した上で、実行性のある基本計画にしていきたい。
- ・ 市町村は、新たな女性支援法が施行されても、何をするか理解していない。法に関する研修機会を多く作ってほしい。
- ・ 婦人相談センターの入所に関しては、今までのような門前払いはなくなるはずと思っている。
- ・ 課題解決に向けての予算措置をしっかりとしてほしい。
- ・ 女性自立支援施設を埼玉県が作らないなら他県の自立支援施設が利用できる仕組みをお願いしたい。
- ・ 民間シェルターで生活しつつ、婦人相談センターの総合的な支援サービスを使えたりするとよい。
- ・ 早期把握から地域での生活再建まで切れ目なく支援ができるよう計画策定と実施を図ってほしい。
- ・ 県内の市町村ではDV相談担当課と生活保護の手続き担当課が分かれていて、当事者から見ると、誰が支援の主たる担い手か、分からない。担当者の DV 被害者支援の習熟も重要、相談支援を担う担当課を一本化する必要がある。
- ・ 各市町村、配偶者暴力相談支援センターにいる女性相談員の業務内容、処遇等を再検討し、新法に照らした相談支援員の育成を早急に行なって欲しい。場合により県が派遣したらどうか。
- ・ 計画を審議いただく会議の構成員に現場をよく知る方(DV被害者支援民間団体)がいて欲しい。
- ・ 新たな女性支援法について「女性」と限定しているような印象を受けるが、性暴力被害については性的マイノリティなどの方からの相談・支援要望もあり、摘要の範囲など情報が少な

いため周知徹底のための速やかな情報提供をお願いしたい。